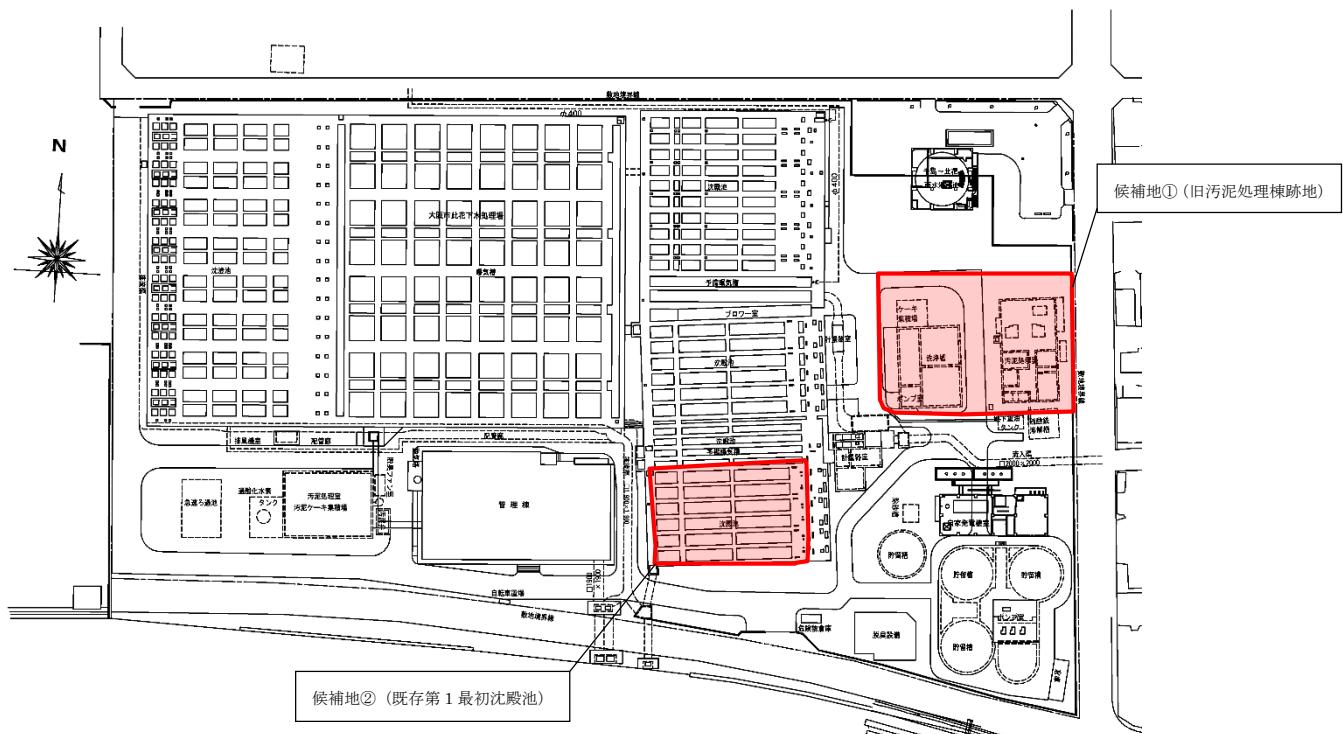


### 3. 此花下水処理場

■表 対象施設の立地条件

	用地
所在地	大阪市此花区西島5丁目10-62 「此花下水処理場敷地内」
用途地域	準工業地域 (建ぺい率60%、容積率200%)
防火地域	準防火地域
事業用地面積	候補地①(旧汚泥処理棟跡地) 約1,600m <sup>2</sup> 約43m×約38m 候補地②(既存第1最初沈殿池) 約1,200m <sup>2</sup> 約40m×約30m  脱水分離液処理施設を此花下水処理場に設置する場合は、候補地①を事業用地とし、必要なら候補地②も合わせて事業用地とすることも可能とする。

■図 事業用地（此花下水処理場）



## 別紙2 本事業の対象施設

### 1. 舞洲スラッジセンター及び此花下水処理場

■表 設計・建設と維持管理・運営の対象施設(事業者が行うもの:○)

本事業の範囲（舞洲）

機械設備	対象施設・設備	建設業務		維持管理業務		備考
		設計	建設	運転管理	保守管理	
	受泥施設(舞洲)					
1	消化污泥受泥設備	○	○	○	○	○
	汚泥脱水施設					
2	汚泥供給設備	○	○	○	○	○
3	汚泥脱水設備	○	○	○	○	○
4	薬注注入設備	○	○	○	○	○
	脱水分離液処理施設					
5	分離液貯留・送水設備	○	○	○	○	○
6	脱水分離液処理設備	○	○	○	○	○
7	返流水送水設備	○	○	○	○	○
8	返流水配管設備(場内)	○	○	○	○	○
	汚泥資源化施設					
9	脱水ケーリ貯留・供給設備	○	○	○	○	○
10	資源化炉	○	○	○	○	○
11	資源化炉付帯設備	○	○	○	○	○
12	最終生成物貯留搬出設備	○	○	○	○	○
13	排ガス処理設備	○	○	○	○	○
14	排煙設備	○	○	○	○	○
15	脱臭設備	○	○	○	○	○
16	薬品設備	○	○	○	○	○
17	用水・排水設備	○	○	○	○	○
18	一般排水系返流水設備	○	○	○	○	○
19	配管設備	○	○	○	○	○
電気設備	受変電設備	○	○	○	○	○
	特殊電源設備	○	○	○	○	○
	非常用自家発電設備	○	○	○	○	○
	運転操作設備	○	○	○	○	○
	計装設備	○	○	○	○	○
	監視制御設備	○	○	○	○	○
	配線等	○	○	○	○	○
建築施設	建築施設(既設)					注6)
	1 軸体	-	-	-	○	○
	2 屋上防水	-	-	-	○	○
	3 外壁外装	-	-	-	○	-
	4 内装	-	-	-	○	○
	5 建具	-	-	-	○	○
	建築機械・電気設備					注7)
	6 空調・換気設備	○	○	○	○	○
	7 給排水・衛生設備	○	○	○	○	○
	8 消火設備	○	○	○	○	○
	9 建築動力設備	○	○	○	○	○
	10 照明設備	○	○	○	○	○
土木施設	11 監視・通信設備	○	○	○	○	○
	12 消防設備	○	○	○	○	○
	場内整備(既設)					
	1 場内道路	-	-	-	○	○
撤去工	2 雨水排水施設	-	-	-	○	○
	3 外構・閉障	-	-	-	○	○
	4 植栽	-	-	-	○	○
	1 既設汚泥処理設備	○	○	-	-	-

注1) 敷地内の受泥配管を含む。

注2) 舞洲スラッジセンター内または此花処理場内に設置する。

注3) 脱水分離液処理水は此花処理場の長SRT処理施設の分配槽へ送水する。

脱水分離液処理施設を此花処理場内に設置する場合は、次ページ「本事業の範囲(此花)」を参照。

脱水分離液処理施設を舞洲SC内に設置する場合は、舞洲・此花間既設の場外配管に接続する。

注4) 本事業範囲の電力は、事業者による単独引き込みとする。

注5) 非常に炉等の安全停止に必要な負荷を必須とする。

注6) 建築物本体は既設を維持することとし、建屋内建具等は、必要に応じて修繕を行う。

注7) 建築機械・電気設備は、別紙に示す範囲を本事業で改築を行う。

注8) 環境局舞洲工場までの配管廊内換気設備及び排水ポンプ設備の維持管理を含む。

※本表は既設施設に基づく対象施設を示しているが、対象施設・施設は事業者の提案によるものとする。

■表 設計・建設と維持管理・運営の対象施設(事業者が行うもの:○)  
本事業の範囲(此花)

対象施設・設備			建設業務		維持管理業務			備考
	設計	建設	運転管理	保守管理	修繕			
機械設備	再生水送水施設							
	1 再生水送水設備	○	○	-	-	-		
	脱水分離液処理施設							
	2 分離液貯留・送水設備	○	○	○	○	○		注1)
	3 脱水分離液前処理設備	○	○	○	○	○		注1)
	4 脱水分離液処理設備	○	○	○	○	○		注1)
	5 反流水配管設備(場内)	○	○	○	○	○		注2)
	6 用水・排水設備	○	○	○	○	○		注2)
電気設備	7 配管設備	○	○	○	○	○		注2)
	1 受変電設備	○	○	○	○	○		注3)
	2 特殊電源設備	○	○	○	○	○		注4)
	3 非常用自家発電設備	○	○	○	○	○		注4)
	4 運転操作設備	○	○	○	○	○		注4)
	5 計装設備	○	○	○	○	○		注4)
	6 監視制御設備	○	○	○	○	○		注4)
	7 配線等	○	○	○	○	○		注4)
建築施設	建築施設(脱水分離液処理施設)							
	1 軸体	○	○	-	○	○		
	2 屋上防水	○	○	-	○	○		
	3 外壁外装	○	○	-	○	○		
	4 内装	○	○	-	○	○		
	5 建具	○	○	-	○	○		
	建築機械・電気設備							注4)
	6 空調・換気設備	○	○	○	○	○		
	7 給排水・衛生設備	○	○	○	○	○		
	8 消火設備	○	○	○	○	○		
	9 建築動力設備	○	○	○	○	○		
	10 照明設備	○	○	○	○	○		
	11 監視・通信設備	○	○	○	○	○		
	12 消防設備	○	○	○	○	○		
土木施設	1 水槽等(脱水分離液処理設備)	○	○	-	○	○		注4)
	土木施設	場内整備(既設)						注4)
	1 場内道路	○	○	-	○	○		
	2 雨水排水施設	○	○	-	○	○		
	3 外構・圍障	○	○	-	○	○		
	4 植栽	○	○	-	○	○		
撤去工	(今回対象施設の建設に支障となる場合に施工する)							
	1 既設汚泥処理設備	○	○	-	-	-		注5)
	2 残存物(杭、構造物)撤去工	○	○	-	-	-		注5)

注1) 舞洲スラッジセンター内または此花処理場内に設置する。

注2) 脱水分離液処理水は此花処理場の長SRT処理施設の分配槽へ送水する。

脱水分離液処理施設を此花処理場内に設置する場合は、此花下水処理場の場内配管を含む。

脱水分離液処理施設を舞洲SC内に設置する場合は、舞洲・此花間既設の場外配管に接続する。

注3) 此花下水処理場に脱水分離液処理設備を設置する場合のみ。

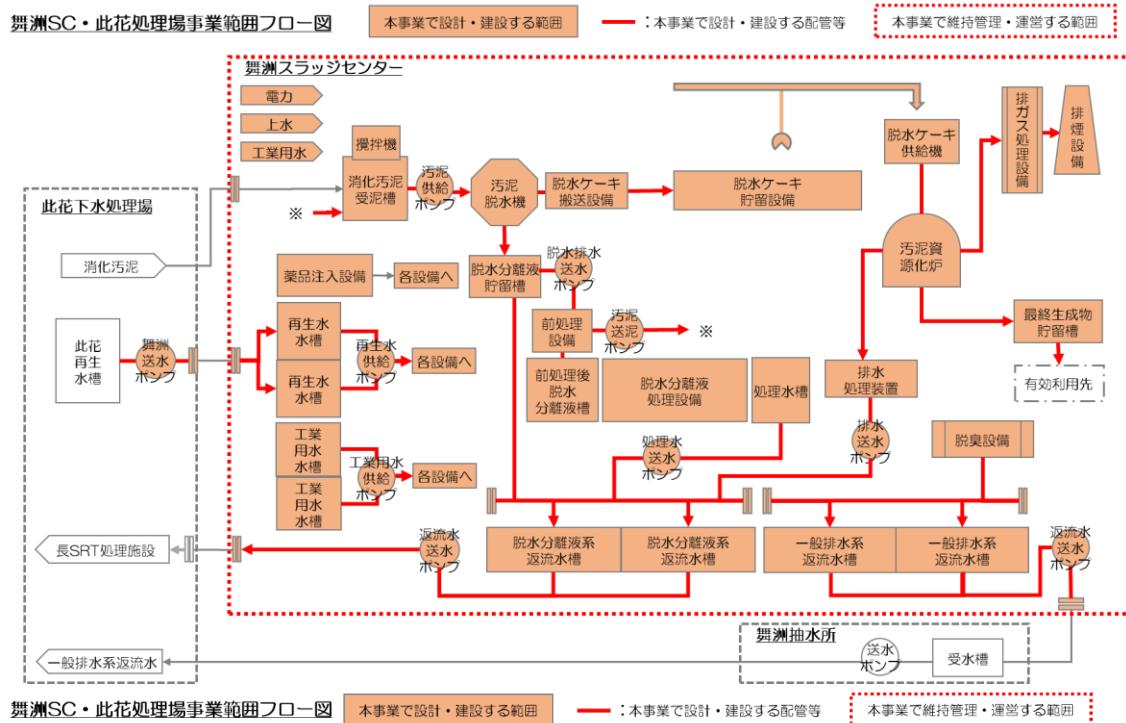
本事業範囲の電力は、事業者による単独引き込みとする。

注4) 此花下水処理場に脱水分離液処理設備を建設する場合のみ。

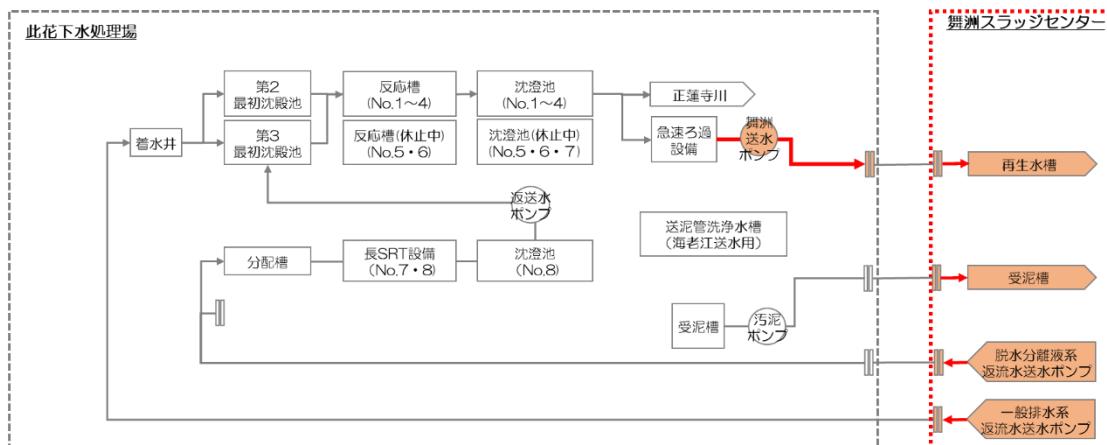
注5) 脱水分離液処理施設を此花処理場内に設置する場合、施設建設に支障となる既設施設を撤去する。

※本表は既設施設に基づく対象施設を示しているが、対象施設・施設は事業者の提案によるものとする。

## ■図 舞洲スラッジセンターにおける本事業の対象範囲

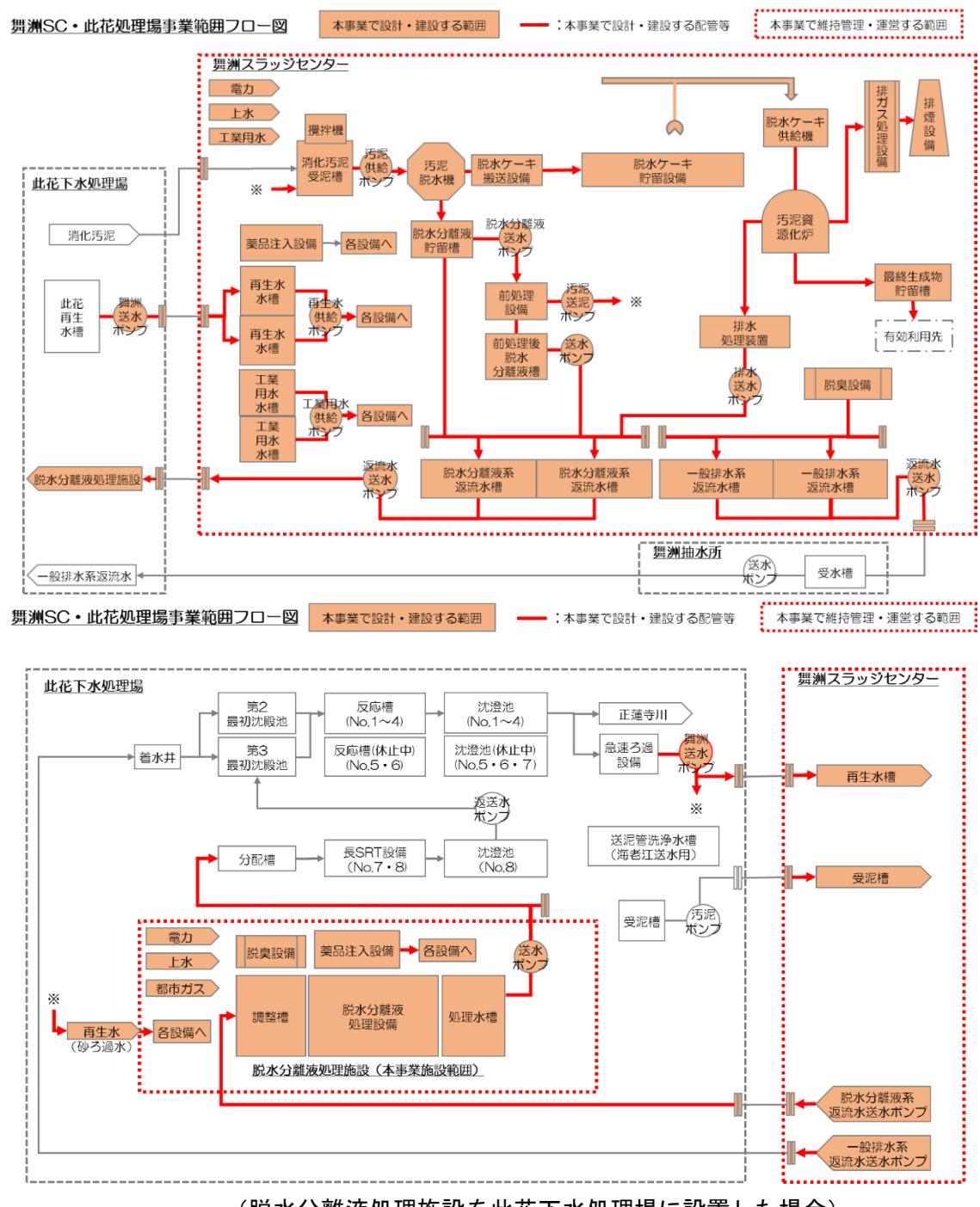


**舞洲SC・此花処理場事業範囲フロー図** 本事業で設計・建設する範囲 本事業で維持管理・運営する範囲



(脱水分離液處理施設を舞洲スラッジセンターに設置した場合)

■図 舞洲スラッジセンターにおける本事業の対象範囲



(脱水分離液処理施設を此花下水処理場に設置した場合)

## 2. 平野下水処理場

■表 設計・建設と維持管理・運営の対象施設(事業者が行うもの:○)

本事業の範囲(平野)

対象施設・設備		建設業務		維持管理業務			備考
		設計	建設	運転管理	保守管理	修繕	
機械設備	場内送泥施設						
1	送泥・汚泥供給ポンプ設備	○	○	—	—	—	
2	場内送泥配管	○	○	—	—	—	注1)
汚泥脱水施設	汚泥脱水施設						
3	消化汚泥受入設備	○	○	○	○	○	
4	汚泥供給ポンプ設備	○	○	○	○	○	
5	汚泥脱水設備	○	○	○	○	○	
6	脱水汚泥貯留設備	○	○	○	○	○	
7	薬品注入設備	○	○	○	○	○	
8	分離液貯留・送水設備	○	○	○	○	○	
9	配管設備	○	○	○	○	○	
脱水分離液処理施設							
10	脱水分離液処理設備	—	—	○	○	○	
11	配管設備	○	○	○	○	○	注2)
汚泥資源化施設	汚泥資源化施設						
12	脱水ケーキ貯留・供給設備	○	○	○	○	○	
13	資源化炉	○	○	○	○	○	
14	資源化炉付帯設備	○	○	○	○	○	
15	最終生成物貯留搬出設備	○	○	○	○	○	
16	排ガス処理設備	○	○	○	○	○	
17	排煙設備	○	○	○	○	○	注3)
18	脱臭設備	○	○	○	○	○	
19	薬品注入設備	○	○	○	○	○	
20	用水・排水設備	○	○	○	○	○	
21	配管設備	○	○	○	○	○	
電気設備	1 受変電設備	○	○	○	○	○	注4)
2 特殊電源設備	○	○	○	○	○		
3 非常用自家発電設備	○	○	○	○	○	注5)	
4 運転操作設備	○	○	○	○	○		
5 計装設備	○	○	○	○	○		
6 監視制御設備	○	○	○	○	○		
7 配線等	○	○	○	○	○		
建築施設	建築施設(脱水機棟、資源化施設棟、脱水分離液処理施設)						注6)
1 車体	○	○	—	○	○		
2 屋上防水	○	○	—	○	○		
3 外壁外装	○	○	—	○	○		
4 内装	○	○	—	○	○		
5 建具	○	○	—	○	○		
建築機械・電気設備	建築機械・電気設備						
6 空調・換気設備	○	○	○	○	○		
7 給排水・衛生設備	○	○	○	○	○		
8 消火設備	○	○	○	○	○		
9 建築動力設備	○	○	○	○	○		
10 照明設備	○	○	○	○	○		
11 監視・通信設備	○	○	○	○	○		
12 消防設備	○	○	○	○	○		
土木施設	1 連絡管廊	○	○	—	○	○	
	場内整備						
	2 場内道路	○	○	—	○	○	
	3 雨水排水施設	○	○	—	○	○	
	4 外構・周囲	○	○	—	○	○	
撤去工	(今回対象施設の建設に支障となる場合に施工する)						
1 既設貯留槽(旧消化槽)撤去	○	○	—	—	—		
2 残存物(杭、構造物)撤去工	○	○	—	—	—		

注1) 既設消化汚泥管を延長する。

注2) 既設アナモックス設備の維持管理を行う。

分離液及び処理水は平野処理場内の既存送水管にも接続する。(本事業用地外配管を含む)

注3) 煙突は本設備専用で設置する。

注4) 本事業範囲の電力は、事業者による単独引き込みとする。

注5) 非常に炉等の安全停止に必要な負荷を対象とする。

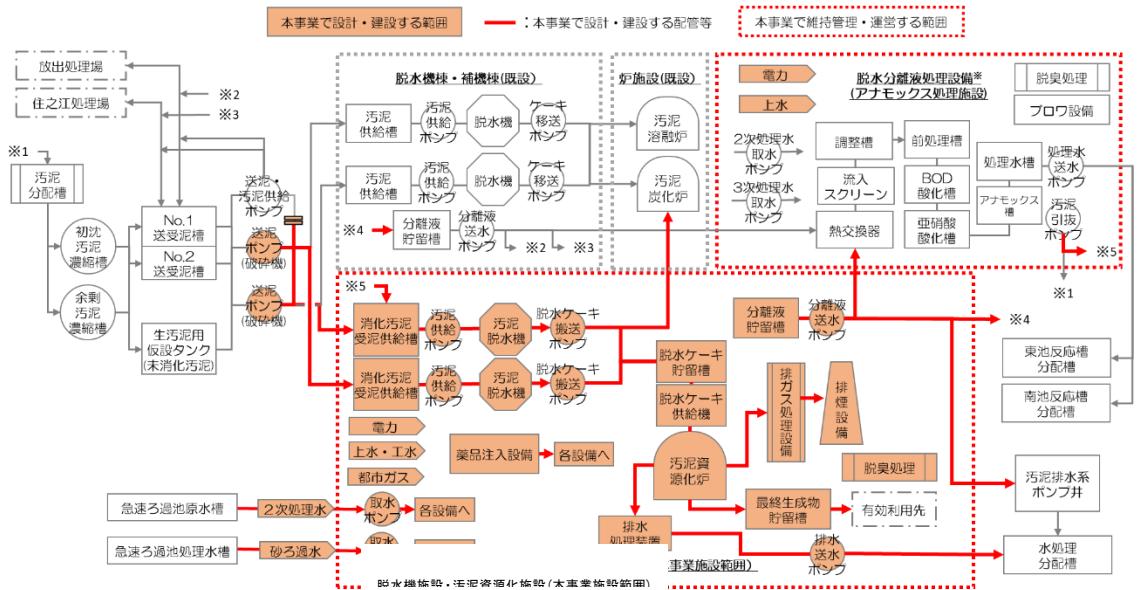
注6) 脱水機棟と資源化施設等は、合棟か分棟かは提案による。

脱水分離液処理施設は、既設建築施設流用のため、設計・建設は事業者範囲に含まない。

※既存アナモックス処理設備を利用するものとし、事業期間における維持管理・運営のみ対象とする

※本表は既設施設に基づく対象施設を示しているが、対象施設・施設は事業者の提案によるものとする。

■図 平野下水処理場における本事業の対象範囲



### 別紙3 市と事業者間の業務分担

■表 市及び事業者が実施する業務範囲

分類		事業者が行うもの	備考
設計・建設に関する業務	近隣同意の取得・近隣対応	○	本事業の実施自体に関するもの
	本施設の整備計画書の作成・提出	○	補助金申請用書類等
	国庫補助金申請手続き	○	
	国庫補助金交付申請等の支援業務	○	
	市が実施する各種申請、届出等の支援	○	
	事業者が行う各種申請、届出等の支援	○	建築確認申請等
	事前調査業務	○	測量・土質・地下埋設物調査、周辺環境調査等事業実施に必要な調査
	基本・詳細設計業務	○	事業期間中の発生汚泥量算定を含む。
	自主的環境影響調査	○	大気、騒音、振動、低周波音、悪臭、日照障害、電波障害など
	セルフモニタリング	○	
	設計図書の作成	○	
	設計モニタリング	○	要求水準書及び事業者の提案内容を満足しない場合は是正指示等を実施
建設業務	完成検査	○	設計業務完成時に市の検査を受ける
	機械設備工事	○	各種引き込み（メーターの設置を含む）、外構整備を含む。
	全般業務	○	
	電気・計装設備工事	○	
	土木・建築施設築造工事	○	
	施工管理（施行監理含む）	○	
	近隣調整及び準備調査業務	○	施工に伴う住民対応、近接協議など
	セルフモニタリング	○	
	建設モニタリング	○	要求水準書及び事業者の提案内容を満足しない場合は是正指示等を実施
	供用開始のための操業準備及び試運転業務	○	
試運転性能確認業務	処理施設の立上げ及び処理性能の確認業務	○	
	セルフモニタリング	○	
	試運転性能確認モニタリング	○	要求水準書及び事業者の提案内容を満足しない場合は是正指示等を実施
その他	完成図書、各種申請図書の提出	○	
	出来高検査及び完成検査	○	建設業務完成時に市の検査を受ける
汚泥処理業務	消化汚泥の供給	○	
	消化汚泥を「1~4~5 処理対象汚泥」に示す範囲に維持して事業者に提供	○	
	汚泥処理	○	
	汚泥の受入・貯留・資源化処理	○	
	排水の受入	○	
	汚泥処理に伴い発生する排水の受け入れ、処理	○	
	最終生成物の有効利用先確保		
	焼却：最終生成物のリサイクルセンター等への搬出		
	処分先の確保と費用負担		
	炭化、乾燥：最終生成物の全量買い取り		利用先は事業者の提案による
維持管理業務	プラント運転操作監視	○	
	設備運転、監視	○	
	市及び運転管理委託事業者との連携	○	施設運用計画の提出及び送泥ネットワーク運用における市らとの連携
	環境基準等への適合	○	排水・排ガス・騒音・振動・悪臭などの監視
	維持管理業務計画の策定	○	維持管理業務に係る業務実施計画の策定
	点検・保守業務	○	対象となる全ての施設・設備の点検・保守
	修繕業務	○	20年間の良好な運転に必要となる全ての施設・設備の修繕業務
	試験業務	○	
	汚泥性状、排気ガス、水質試験等の必要な試験の実施	○	
	ヨーリティ等の調達・管理業務	○	本事業の実施に必要となるユーティリティ、備品、消耗品の調達・管理
維持管理・運営にかかる業務	維持管理・運営業務計画の策定	○	
	各種計画書等の作成	○	
	運転管理マニュアルの作成	○	処理施設の立上げ、脱水分離液条件に対応した運転方法、処理中断後の再立上げの方法など
	事業終了時対応業務	○	
	事業終了後の維持管理についての協議・協力など	○	
	引継業務	○	事業者が引継計画を作成
	清掃業務	○	
	本施設内及び敷地内の清掃	○	
	保安業務	○	
	本施設の保安業務	○	
その他	外構維持管理業務	○	本事業対象施設の外構施設・植栽の維持管理
	危機管理対応業務	○	非常時の初動対応及び市との連携による対応
	見学者対応	○	本施設への見学者の受け入れの対応
	地域住民対応	○	事業契約書に基づき実施される事業に対する地域住民の信頼と理解、協力を得るための適切な運営
	事業実施そのものに対する要望、住民の信頼と理解、協力を得るための適切な対応	○	
	運営協議会の開催	○	本事業の運営・維持管理等について市と事業者が協議する会議を開催
	業務実施報告書の作成	○	運転管理の状況等をまとめた 報告書（月報、年報）の作成と 市への報告
	データ整理、協力	○	市が要請する運転管理データ等の集計・整理に対する協力
	セルフモニタリング	○	
	維持管理・運営モニタリング	○	事業者が実施する施設の運転及び施設管理状況をモニタリングを実施
	出来高検査及び完成検査	○	要求水準書及び事業者の提案内容を満足しない場合は是正指示等を実施

#### 別紙4 維持管理運営業務サービス対価

##### (1) 維持管理運営業務サービス対価の構成

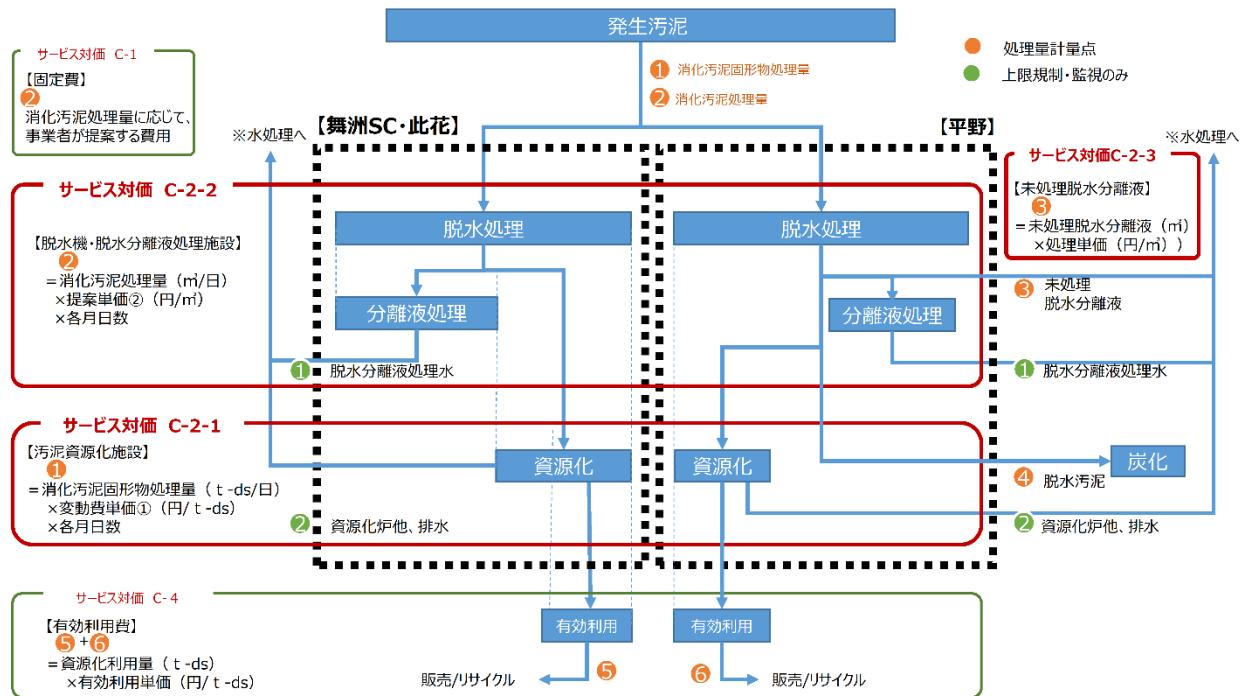
全ての汚泥処理施設の所有権を市へ移転した翌日から事業期間の末日までの汚泥処理施設の維持管理・運営のために要する費用に対して以下の区分に基づきサービス対価を支払う。

■表 維持管理・運営業務サービス対価区分

支払区分	費用の内容	対価の算定方法
固定費 C-1	人件費、保守点検費、清掃、保安、外構維持管理費 SPC 運営費、その他費用(見学対応、住民対応、運営協議会等、利益含む)	
変動費 C-2	変動費① C-2-1	【汚泥資源化施設】 電力量料金、水道料金、工水料金、都市ガス料金、薬品費、その他費用
	変動費② C-2-2	【脱水機・脱水分離液処理施設】 電力量料金、水道料金、工水料金、都市ガス料金、薬品費、その他費用
	変動費③ C-2-3	未処理脱水分離液に係る費用
修繕費 C-3	修繕費① C-3-1	汚泥資源化施設、脱水機、脱水分離液処理施設、建築・土木施設(平野下水処理場) 建築機械・電気設備(舞洲スラッジセンター)
	修繕費② C-3-2	脱水分離液処理施設(平野下水処理場)
	修繕費③ C-3-3	建築施設(舞洲スラッジセンター)
有効利用費 C-4	有効利用費 C-4-1	焼却灰資源化費、事務費、その他
	運搬費 C-4-2	運搬費、その他費用
	買取価格 C-4-3	固形燃料買取価格
消費税等C	Cに係る消費税等	

※ 支払方法について、市は、全ての汚泥処理施設の所有権を市へ移転した日の翌日から事業期間終了まで、四半期に1回支払う。

■図 維持管理・運営業務サービス対価の算定範囲



## (2) 汚泥量変動に伴う変動費算定

汚泥処理施設の消化汚泥処理量に応じて要する維持管理運営に係る変動的な費用は、以下の提案により算定する。

### ア 汚泥資源化施設

事業期間における消化汚泥固形物量 (x1) の変動に対する提案単価(最大5区分まで)とする。

	消化汚泥処理量	変動費単価(円)
提案単価 C-2-1-①	○t-ds/日 < x1 ≤ 98t-ds/日	金[ ]円/t-ds
提案単価 C-2-1-②	○t-ds/日 < x1 ≤ ○t-ds/日	金[ ]円/t-ds
提案単価 C-2-1-③	○t-ds/日 < x1 ≤ ○t-ds/日	金[ ]円/t-ds
提案単価 C-2-1-④	○t-ds/日 < x1 ≤ ○t-ds/日	金[ ]円/t-ds
提案単価 C-2-1-⑤	57t-ds/日 ≤ x1 ≤ ○t-ds/日	金[ ]円/t-ds

※1 対象月中の日平均消化汚泥固形物量 (x1) が、上記範囲を逸脱する場合は、別途協議とする。

※取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない。

※消化汚泥固形物処理量については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

### イ 脱水機・脱水分離液処理施設

事業期間における消化汚泥量 (x2) の変動に対する提案単価(最大5区分まで)とする。

	消化汚泥処理量	変動費単価(円)
提案単価 C-2-2-①	○m <sup>3</sup> /日 < x2 ≤ 5,390 m <sup>3</sup> /日	金[ ]円/m <sup>3</sup>
提案単価 C-2-2-②	○m <sup>3</sup> /日 < x2 ≤ ○m <sup>3</sup> /日	金[ ]円/m <sup>3</sup>
提案単価 C-2-2-③	○m <sup>3</sup> /日 < x2 ≤ ○m <sup>3</sup> /日	金[ ]円/m <sup>3</sup>
提案単価 C-2-2-④	○m <sup>3</sup> /日 < x2 ≤ ○m <sup>3</sup> /日	金[ ]円/m <sup>3</sup>
提案単価 C-2-2-⑤	3,130 m <sup>3</sup> /日 ≤ x2 ≤ ○m <sup>3</sup> /日	金[ ]円/m <sup>3</sup>

※対象月中の日平均消化汚泥量 (x2) が、上記範囲を逸脱する場合は、別途協議とする。

※取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない。

※消化汚泥処理量については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による測定値の平均値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

## (3) 汚泥性状による変動費算定

処理対象汚泥の性状が、要求水準書に示す汚泥性状の変動幅内である場合は、変動費の提案単価は変更しない。ただし、有機分率については、次のとおりとする。

### ア 有機分率の変動による算定

- 有機分率が 5.9%～6.3%Dry の範囲である場合は、建設期間中変動費①（サービス対価B-2-1）及び変動費①（サービス対価C-2-1）に定める提案処理単価とする。  
また、有機分率が上記の範囲を逸脱する場合は、発注者と受注者は協議により、補正倍率8.7%～11.0%の範囲で、当該月で採用する変動費の提案処理単価を見直す。

## 別紙5 配付資料リスト

番号	分類	名称	備考
1	共通	大阪市公共下水道事業計画	
2		大阪市ストックマネジメント計画	
3		大阪市下水処理場水質管理年報	
4		下水道維持管理年報 下水処理場抽水所編	
5		舞洲スラッジセンター処理場月報・日報	
6		舞洲スラッジセンター処理場年報	
7		平野下水処理場月報・日報	
8		舞洲スラッジセンター/平野下水処理場の緑地帯維持管理業務委託仕様書	
9		舞洲スラッジセンター/平野下水処理場の既存施設維持管理業務委託仕様書	
10		舞洲スラッジセンター既存施設の故障修繕履歴	
11		平野下水処理場脱水分離液処理施設 運転管理マニュアル	
14		平野下水処理場脱水分離液処理施設 点検表	
13		平野下水処理場脱水分離液処理施設 故障修繕履歴	
14		平野下水処理場脱水分離液処理施設 維持管理・修繕計画	
15		非定常分析結果 ・下水汚泥塩素分析結果（令和2年度） ・舞洲スラッジセンターの脱水分離液原水リン濃度測定結果	
16	機械	アスベスト調査資料 ・舞洲スラッジセンターアスベスト関係調査資料 ・アスベスト含有吹付剤使用建築物の部屋別履歴台帳（アスベスト管理台帳） ・アスベスト含有成形板調査表 一覧表	
17		機械電気設備設計基準（案）	
18		舞洲スラッジセンター 機械設備関係工事完成図書 ・舞洲スラッジセンター汚泥処理設備工事その1～その8完成図書 ・舞洲スラッジセンター脱臭設備工事その1～その2完成図書 ・舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉機械・電気設備工事その1～その4完成図書 ・舞洲スラッジセンター脱水分離液処理機械設備工事その1～その4完成図書	
19		此花下水処理場 機械設備関係工事完成図書 ・此花下水処理場急速ろ過池機械設備工事その1～その2完成図書 ・此花下水処理場消化汚泥配管設備工事完成図書 ・此花下水処理場外2か所反応槽長時間曝気外設備工事完成図書 ・海老江下水処理場外1か所沈澄地汚泥掻き寄せ機外設備工事設備工事完成図書 (此花下水処理場機械設備工事) ・海老江下水処理場外1か所沈殿池汚泥抜取設備外設計業務設計図面 ・此花下水処理場 沈殿池着水井設備工事 完成図書 ・此花下水処理場場内配管図	

		・此花下水処理場沈殿池汚泥抜取設備工事	
		平野下水処理場 機械設備関係工事完成図書	
		・平野下水処理場脱水分離液処理設備工事完成図書	
		・平野下水処理場汚泥固形燃料化事業完成図書	
20		・平野下水処理場汚泥固形燃料化事業用ケーキ移送他設備工事完成図書	
		・平野下水処理場汚泥濃縮槽前処理外設備工事完成図書	
		・平野下水処理場汚泥焼却炉設備撤去工事完成図書	
		舞洲スラッジセンター 電気設備関係工事完成図書	
		・舞洲スラッジセンター特高受変電設備工事完成図書	
		・舞洲スラッジセンター自家発電設備工事完成図書	
21		・舞洲スラッジセンター電気設備工事その1～その4完成図書	
		・舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉機械・電気設備工事その1～その4完成図書	
		・舞洲スラッジセンター太陽光発電設備工事その1～その2完成図書	
	電気	此花下水処理場 電気設備関係工事完成図書	
22		・此花下水処理場急速ろ過池電気設備工事完成図書	
		・此花下水処理送受泥電気設備工事完成図書	
		平野下水処理場 電気設備関係工事完成図書	
23		・平野下水処理場送受泥電気設備工事完成図書	
		・平野下水処理場脱水分離液処理施設整備事業完成図書 (建築・建築機械・建築電気)	
24		ボーリング調査関係図書	
25		土壤調査関係図書	
		・平野下水処理場 R2年度土壤調査結果	
		土木建築関係工事完成図書	
		・此花下水処理場～舞洲地区輸送配管図	
		・舞洲スラッジセンター～舞洲抽水所排水送水配管工事設計図	
		・此花処理場土木関係完成図書	
26	土木 建築	・平野下水処理場焼却炉建築関連工事(その2)(昭和54年)	
		・平野下水処理場焼却炉関連焼却炉監視室構造計算書(昭和54年8月)	
		・平野下水処理場焼却炉排ガス脱臭設備工事機械編(1/5)(昭和58年3月)	
		・平野下水処理場脱水汚泥ケーキ焼却設備工事(その1)(昭和55年3月)	
		・平野下水処理場脱水分離液処理施設整備事業完成図書(土木)	
		舞洲スラッジセンター建築関係工事完成図書	
		・舞洲スラッジセンター構造計算書	
27		・舞洲スラッジセンター建設工事その1～その7完成図書	
		・舞洲スラッジセンター建築機械設備工事その1～その4完成図書	
		・舞洲スラッジセンター建築電気設備工事その1～その5完成図書	
28	その他	消防関連資料 (危険物)	
29		住民からの過去苦情	
30		設備台帳 (プラント機械/プラント電気/建築機械/建築電気)	

31	見学者実績 別表（下水道施設の改築について）別表（平成3年4月23日事務連絡別表 平成15年6月19日改正） 建築確認申請	
32		
33		

## 別紙6 配布資料(追加)リスト

番号	分類	名称	備考
1	共通	送泥配管洗浄実績	
2		此花下水処理場再生水設備停止実績	
3		下水道事業におけるCO2排出量の推移	
4	土木	平野下水処理場汚染土壤調査報告書及び土質調査報告書	
5		舞洲スラッジセンター構造計算書（追加）	
6		舞洲スラッジセンター緑地帯に関する資料	
7		舞洲スラッジセンター建築確認申請書類	